

◆パートナーシップの宣誓により利用できる市の手続き等

令和6年4月1日時点

制度・手続きの種別	内容	問い合わせ先
住民票の続柄変更	同一世帯の場合、パートナーの住民票上の続柄を「縁故者」として登録することができます。	戸籍保険課市民係 0152-67-5412
市営住宅	パートナーとの入居申請をすることができます。 (入居資格の要件を満たす必要があります。)	建築課住宅管理係 0152-67-5563
水道の使用・休止の届出	使用者と同居しているパートナーは使用・休止の届出をすることができます。	水道部営業経営課庶務係 0152-67-5620
犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金)	配偶者と同様にパートナーも見舞金の支給を受けることができます。	市民活動推進課市民活動推進係 0152-67-5390
両親学級	パートナーも両親学級に参加することができます。	健康推進課健康推進係 0152-43-8450
就学援助の申請	保護者と同様にパートナーも申請することができます。	学校教育課学務係 0152-67-5396

※上記の手続きは、いずれもパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要です。

※宣誓によりパートナーの所得も算入され、保育園の入所判定や保育料、就学援助の判定に影響が出る可能性があります。

制度・手続きの詳細は担当部署へお問い合わせください。